

(公開用)

CPSA 0003



## 家庭用の圧力なべ及び圧力がまのSG基準

一般財団法人 製品安全協会

家庭用の圧力なべ及び圧力がまの専門部会 委員名簿

|       | 氏名                 | 所属                    | (敬称略) |
|-------|--------------------|-----------------------|-------|
| (部会長) | 臼井 健介              | 芝浦工業大学                |       |
| (委員)  | 大石恭子               | 和洋女子大学                |       |
|       | 島沢二三子              | 主婦連合会                 |       |
|       | 伊藤彰浩               | 圧力なべ協議会               |       |
|       | 立川晃之               | 一般社団法人日本電機工業会         |       |
|       | 石川康博               | 元公益社団法人日本通信販売協会       |       |
|       | 馬場 岳               | 小泉成器株式会社              |       |
|       | 北島眞也               | 株式会社グループセブジャパン        |       |
|       | 山口 隆               | シロカ株式会社               |       |
|       | 村上史晃               | 象印マホービン株式会社           |       |
|       | 田窪博典               | タイガー魔法瓶株式会社           |       |
|       | 鳥飼照美               | パナソニック株式会社くらしアプライアンス社 |       |
|       | 渡辺昭一郎              | アスクル株式会社              |       |
|       | 小田真裕               | 株式会社ケーズホールディングス       |       |
|       | 中村真輔               | 日本生活協同組合連合会           |       |
|       | 中尾謙介               | 株式会社ジャパネットホールディングス    |       |
|       | 岩島 徹               | 株式会社YUWAホールディングス      |       |
|       | 五十嵐英行              | 一般社団法人軽金属製品協会         |       |
|       | 金澤 誠               | 一般財団法人電気安全環境研究所       |       |
|       | 小林武夫               | 一般財団法人日用金属製品検査センター    |       |
|       | 奥野祐一               | 一般財団法人日本文化用品安全試験所     |       |
| (関係者) | 経済産業省商務情報政策局情報産業課  |                       |       |
|       | 経済産業省産業保安グループ製品安全課 |                       |       |

## 家庭用の圧力なべ及び圧力がまの SG 基準

### 1. 基準の目的

この基準は、家庭用の圧力なべ及び圧力がまの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が〇以下のものであって、内部のゲージ圧力（以下「内圧」という。）が〇以上になるように加圧して調理することを目的として、設計したものに限る。以下「圧力なべ及び圧力がま」という。）

### 3. 種類

圧力なべ及び圧力がまの種類は次のとおりとする。

#### (1) 種類による分類

- ①なべ
- ②炊飯器

#### (2) 本体とふたとのはめ合わせ方式による分類

- ①スライド方式：本体とふたの取っ手をスライドさせて重ね合わせることで、本体とふたをはめ合わせるもの
- ②落としふた方式：ふたを本体内部に落して機械的操作を行うことで、本体とふたをはめ合わせるもの
- ③重ねふた方式：本体とふたを重ね合わせて機械的操作を行うことで、本体とふたをはめ合わせるもの
- ④押さえふた方式：ふたを本体に向けて押し込むことで、本体とふたをはめ合わせるもの

#### 4. 安全性品質

圧力なべ及び圧力がまの安全性品質は、次のとおりとする。

| 項目              | 基準  | 基準確認方法 |
|-----------------|---|--------|
| 1. 外観、構造、寸法及び容量 | <p>1. 圧力なべ及び圧力がまの外観、構造、寸法及び容量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、手指等に危害を与えるようなばり、まくれ、鋭い角部等がないこと。</p> <p>(2) 各部の接合及び組立ては確実に、緩み、がたつき等がないこと。また接合部等からの水漏れがないこと。</p> <p>(3) すわりは良好であること。</p> <p>(4) 本体とふたの着脱は円滑かつ確実に行える構造であること。</p> <p>(5) 本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合（加圧を行う位置として指定された位置で使用圧力まで加圧できる場合以外の全ての場合）においては、蒸気が漏れる構造であり、この状態において加熱したとき、内圧は〇以上にならない構造であること。</p> <p>(6) 本体には移動用の取っ手を有すること。また、その形状は持ちやすく安定性があること、使用時又は移動時に両手で確実に保持できる構造であり、本体との接合は確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。両手で確実に保持できる構造とは本体の正対する位置に取っ手が2つあることを意味するものとする。</p> |        |

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
|                  | <p>なお、本体側面の外表面の温度が通常の使用状態において室温プラス0以下のものにあつては本体の底に施された凹部や凸部を移動用の取っ手とみなすことができるものとする。また、炊飯器及び容量が0未満の圧力なべにあつては、取っ手が0であっても両手で保持できる構造であればよいものとする。</p> <p>(7) 圧力調整装置及び安全装置を有しその圧力調整装置のノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと。</p> <p>(8) 蒸気の漏れ、減圧装置や圧力調整装置の操作、作動及び安全装置の作動による蒸気の噴出によって使用者に熱傷を負わせるおそれのある蒸気が直接かかるような構造となっていないこと。</p> <p>(9) 表示された満水容量は、本体に水を入れて、水がこぼれるまでの全容積と0以上の差異があつてはならないこと。</p> |  |
| <p>2. 取っ手の温度</p> | <p>2. 通常の使用状態において、取っ手の手が触れる部分の温度は室温プラス0以下であること。</p> <p>なお、取扱説明書にミトン等を用いて、やけどに注意する旨の事項を記載してあること。</p>   |  |
| <p>3. 開蓋性能</p>   | <p>3. コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有し、その操作をして内圧が0未満になった後で</p>  |  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>4. 圧力調整装置の構造及び作動性能</p> | <p>なければ、ふたを開けることができない構造であること。</p> <p>4. 圧力調整装置の構造及び作動性能は次のとおりであること。</p> <p>(1) 圧力調整装置のおもり及び圧力調整装置の付属品は、ふたを逆さにしても脱落しない構造であること。</p> <p>(2) 圧力調整装置が作動する内圧（以下「使用圧力」という。）に達したときには、目視、音響又は圧力表示等のいずれかにより、使用者が確認できる装置を有すること。</p> <p>なお、複数の使用圧力が設定されているものにあつては、それぞれの使用圧力において確認できる装置を有すること。</p> <p>(3) 圧力調整装置は、円滑に作動し、最高の使用圧力（以下「使用最高圧力」という。）<math>\circ</math>以下になるように圧力を調整できること。</p> |
| <p>5. 安全装置の構造及び作動性能</p>   | <p>5. 安全装置の構造及び作動性能は次のとおりであること。</p> <p>(1) 安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造であること。</p> <p>(2) 安全装置は、使用最高圧力の<math>\circ</math>以下の内圧（以下「安全装置作動圧」という。）で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p>  |

|         |   |
|---------|---|
| 6. 耐圧性能 | 6. 安全装置作動圧力の○の内圧に○耐え、その内圧を取り去った後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。                           |
| 7. 材料   | 7. 食品に接触又はそのおそれのある部分（ふた及び付属品を含む）の材料は、食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号第3器具及び容器包装に適合していること。 |
| 8. 付属品  | 8. 付属品は、圧力なべ又は圧力がまの使用上の安全性を損なわないものであること。  |

5 表示及び取扱説明書

圧力なべ及び圧力がまの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

| 項目    | 基準  | 基準確認方法 |
|-------|---|--------|
| 1. 表示 | <p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1)届出事業者の氏名もしくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略称もしくは記号</p> <p>(2)製造年月日もしくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3)呼び容量（満水容量をL単位で示す。）</p> <p>(4)使用最高圧力（圧力をPa単位で示す。）</p> <p>(5)最大調理料を示す目盛（目盛には調理する材料、種類を具体的に示すことが望ましい。）</p> <p>(6)家庭用の圧力なべ及び圧力がま</p> <p>(7)取扱注意事項</p> <p>次に示す趣旨の取扱注意事項を明示すること。</p> <p>a. 取扱いを誤ると事故の元になるから使用する前に必ず取扱説明書を読むこと。</p> <p>b. 圧力調整装置の種類に応じた、ふたを開ける手順と注意事項。</p> <p>c. ○分の○（ただし、豆類にあつては○分の○）以上の内容物を入れて使用しないこと。</p> <p>d. 重曹、多量の油を入れる料理はしないこと。</p> <p>e. カレー及びシチューのルーなど粘性の大きい材料を用いた料理</p> |        |



|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>2. 取扱説明書</p> | <p>をするときは〇〇などを入れる旨の注意事項。</p> <p>f. ふたを持って移動しない旨の注意事項（ただし、本体取っ手以外にふたに取っ手が取り付けられたものに限る。）</p> <p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。</p> <p>ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。</p> <p>また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(4)～(14)については安全警告（△）等を併記するなどして認識しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後必ず保管すること。</p> <p>(2) 圧力なべ及び圧力がまは、加熱されると極めて高温・高圧になる器具であるから、取り扱いを誤ると火傷などの傷害を負うことがあり、危険である旨。</p> <p>(3) 使用する前に圧力調整装置のノズルが詰まっていないことを確認すること。</p> <p>(4) 最大調理量</p> <p>a. 〇分の〇以上の内容物を入れて使用しないこと。</p> <p>b. 特に豆類、麺類等のように調理によって分量が増えるものは、〇分の〇以上の内容物を入れて使用しないこと。</p> |
|-----------------|---|

(5) 調理に使用してはいけない材料。

- a. 重曹など急激に熱反応して発泡するもの、多量の油などは危険であるため調理に使用しないこと。
- b. カレー及びシチューのルーなど粘性が強く糊状になるものを使用する場合は圧力が下がった後に〇〇などを入れる旨の注意事項。

(6) 過剰加熱及び空焚きの防止についての注意事項。

(7) ふたのはめ合わせ方。(図によっても示すこと。)

(8) 調理後の内圧。

- a. 調理が終わっても、なべの中には未だ圧力があること。
- b. ふたを開けるときの、なべの中に少しでも圧力が残っていると、ふたが飛んだり、内容物が噴き出したりして非常に危険であること。

(9) 内圧を下げる手順。

- a. 圧力調整装置がおもり式のもの  
は、おもりを傾げるか、又は、  
引き上げるかして蒸気を完全に  
排出した上でおもりを取るこ  
と。ただし、炊飯器にあって  
は、本項目は適用しない。
- b. 圧力調整装置がおもり式以外の  
ものは、圧力調整装置を緩める  
か、圧力なべ又は圧力がまを自  
然に放置するか、又は、水をか  
けて冷やすなどして、それぞ  
れの形式にあった方法で蒸気を完

全に排出すること。ただし、炊飯器にあっては、本項目は適用しない。

(10) ふたの開け方。(図によっても示すこと。

a. 通常のふたの開け方。

- ・スライド式のものは、取っ手をわずかに動かし、いったん停めたときに、ふたの隙き間から蒸気が出てこないことを確認してからふたを開けること。このとき、取っ手の動きが重く感じられる場合には、内部に圧力が残っていて危険であるから無理にあけず、もう一度おもりを取り付けて水で冷やした後、(9)の手順に従い、内部の圧力を下げた後、ふたを開けること。

- ・落としふた式のものは、締具をゆっくり緩めたときに、ふたの隙き間から蒸気が出ないことを確認してからふたを外すこと。

このとき、ふたを無理に手で押さないこと。また、締具を緩めた時、ふたが落ない場合には内部に圧力が残っていて危険であるから無理にあけず、水で冷やした後、(9)の手順に従い、内部の圧力を下げた後、ふたを開けること

- ・重ねふた式のものは、締具をゆっくり緩めていったん停めたときに、ふたの隙き間から蒸気が出ないことを確認してからふたを開けること。また、締具を緩めたとき、重く感じられる場合

には、内部に圧力が残っていて危険であるから無理に開けず、放置した後、(9)の手順に従い内部の圧力を下げた後、ふたを開けること。

- ・炊飯器の場合は、蒸気口から蒸気が出ていないことを確認してから、ふたを開けること。また表示窓に圧力が表示される場合には、圧力が加えられていない表示であることを確認してからふたを開けること。

b. やむを得ず急いでふたを開ける場合の開け方。

- ・水によって急速に冷やした後、
  - a. に従ってふたを開けること。ただし、炊飯器にあつては、炊飯を中止する操作を行い、内部の圧力を取り除いた後、a. に従ってふたを開けること。

(11) 取っ手の接合方法（取っ手が取り外せるものに限る。）

(12) ふたを持って移動しない旨の注意事項。

(13) 各部の点検方法と異状があったときの処置

- ・パッキン
- ・圧力調整装置
- ・コック（減圧装置）等
- ・取っ手の接合状態（取っ手が取り外せるものに限る。）
- ・本体にふたをはめ合わせたときの状態

(14) 掃除を必要とする部分の掃除方法と注意事項。

- ・パッキン

- ・ 圧力調整装置
- ・ 安全装置
- ・ その他掃除を必要とする部分

(15) 取扱説明書には安全性を不当に強調した文面は、記載しないこと。

減圧装置（圧力調整装置を兼ねたものを含む）については、その操作により、内圧が完全になくなるなど、使用者がその性能を過信するような記述はしないこと。

(16) SG マーク制度は、家庭用の圧力なべ又は圧力がまの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度ある旨。

(17) 製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名及びその住所又は電話番号。